

労働保険事務組合 西三河労務管理センター 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 1 年 9 月 1 日～令和 6 年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中の女性社員の母性健康管理について制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を実施する。

<対策>

- 令和 1 年 9 月～ 社員への調査、検討開始
- 令和 2 年度～ 制度に関する資料の作成、社内報告会などによる社員への周知

目標 2：令和 2 年 9 月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度及び始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度を導入する。

<対策>

- 令和 1 年 10 月～ 社員への調査、検討開始
- 令和 2 年 8 月～ 制度の導入、社内報告会などによる社員への周知

目標 3：令和 2 年 9 月までに、子を持つ社員が、希望する場合に利用できる子育てサービスの費用の援助措置や、子供看護のための時間単位の休暇取得制度を導入する。

<対策>

- 令和 1 年 10 月～ 社員への調査、検討開始
- 令和 2 年 8 月～ 制度の導入、社内報告会などによる社員への周知

目標 4：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和 1 年 10 月～ 社員への年休を希望する時季の調査
- 令和 1 年 11 月～ 時季が定まらない社員に時季指定を行う